

# 毎日エデュケーション留学サポートサービス契約および「CLUB MYEDU」利用約款

## 第1条 留学サポートサービスの定義

- 「毎日エデュケーション留学サポートサービス(以下、留学サポートサービス)」は、株式会社毎日エデュケーション(以下、当社)が留学に関して行うサービスのうち、手続代行に該当する部分をパッケージ化したものです。申込者は、入学を希望する学校の種別、プログラム内容などにより、申込金もしくは留学サポートサービス料金を支払うことにより、当該サービスを利用することができます。
- 前項に述べる留学サポートサービスに該当する部分とは、学校への入学手続、滞在先の手配申請(可能な場合のみ)、学校への授業料の支払いなどの代行と、それに付随する相談、情報提供、出発前のオリエンテーションなどを指します。
- 留学サポートサービス申込者は、自動的に「CLUB MYEDU」の会員となり、同会員に付与されるサービスを利用することができます。CLUB MYEDUの会費は無料とし、お申込みになる留学サポートサービスの種類により、「一般会員」と「特別会員」に分かれます。
- 留学サポートサービスは以下の種類からお客様ご自身が自由に選ぶことができます。
  - 語学留学・提携校無料留学サポートサービス/当社と提携する語学学校の留学手続を行う場合のサポートサービスとなり、「CLUB MYEDU」にて提供されるサービスを受けることができます。
  - 語学留学・非提携校留学サポートサービス/当社と提携しない語学学校の留学手続を行う場合で、「CLUB MYEDU」に提供されるサービスを受けることができます。
  - 各種留学サポートサービス/語学留学を除く各種留学プログラムの留学手続を行う場合で、「CLUB MYEDU」に提供されるサービスを受けることができます。
- 「CLUB MYEDU会員」の会則については、第14条に定義するものとします。

## 第2条 留学サポートサービスで提供するサービス

- 留学サポートサービスの申込者(以下、お客様)に提供するサービスは、以下の通りです。
  - ①学校への入学手続きの代行/お客様が希望する学校の入学必要書類をご案内し、入学願書の代理作成などをおこない、入学申請を代行いたします。入学許可が降りた場合、当該学校から入学許可書を取り寄せます。
  - ②滞在先の手配の代行/お客様が希望する寮、またはホームステイの申込手続きをおこないます。ただし、これらの滞在先施設を持たない学校、事前手配を受け付けない学校をご希望の場合は、当社は滞在先の申込み事務の代行を行いません。
- ◆滞在先住所のご案内  
ホームステイの場合は、原則としてコース開始日の1週間前までにご案内いたしますが、学校側の事情により出発前にご案内できない場合もあります。寮の場合、寮名、住所、部屋番号、電話番号などは現地到着後に学校より案内されることがあり、出発前にご案内できない場合もあります。
- ◆滞在先の内容について  
一人部屋、相部屋の種類、食事の回数などについては、予めお問い合わせの希望に基づき手配します。ただし、学校によりご希望に添う条件を備えていない場合もあります。また、ホームステイの場合、一人部屋を希望されても、当該家庭の別の部屋に他の留学希望者が滞在することがあります。その他、ホストファミリーに対するお金の要望に関しては、当社は誠意を持って学校側に手配依頼をいたしますが、学校の提供できるホストファミリーの事情などにより、必ずしも満たされるところではありません。
- ◆滞在先の入居日、退去日について  
原則として、学校の案内および規定に従います。
- ③学校への支払手続きの代行/お客様が学校へ支払うべき、授業料、入学申請料、滞在先費、教材費などは、当社が代わり請求を受け、内容を確認の上、所定の手続きに基づいて、指定通貨により請求へ送金いたします。お客様には、現地教育機関から内容に間違いが無い請求書が届いた到着日(当該日が祝日であれば銀行休業日の場合は翌日)、三菱東京UFJ銀行が発するキャッシュレシユグレート(小数点以下切り上げ)にて、日本円に換算し請求書を発行いたします。為替変動による差額の精算はいたしません。なお、当該費用の支払いを現地到着後と定めている学校も有るため、その場合はお客様が直接学校側にお支払いいただくこととなります。

## ◆外貨送金手数料について

- 海外送金が発生する場合、第8条第3項に定める外貨送金手数料8,000円を1回送金につき申し受けます。
- ④出入サービス手配の代行/お客様の希望により、到着空港への出入サービスの手配を代行します。出入サービスは留学希望先の学校が提供するものに限って手配するもので、当該サービスを持たない学校の場合はご希望に応じかねます。送迎にかかる実費は別途、請求となります。
- ⑤出発前のオリエンテーション/お客様の希望により、出入国手続、到着後の留意点、現地での生活などについての説明をいたします。
- ◆相談、情報提供/留学に関する疑問や不安を解消するための相談、情報提供を随時承ります。

## 第3条 留学サポートサービスの成立

- 留学サポートサービス契約は、サービスの提供を受けるご本人を申込者とし、その署名が記された留学サポートサービス申込書と申込金もしくは留学サポートサービス料金を当社が受理したときに成立します。いずれか一方のみの受理の状態においては、当社は留学サポートサービスにおけるいかなるサービスにも着手しません。ただし、申込者と当社の間で特約を結んだ場合はこの限りではありません。
- 留学サポートサービス契約は、お申込み時に決定し、当社にお伝えいただいた留学先学校およびコースに限って有効な契約です。締結後の契約内容の変更は第8条に従います。

## 第4条 留学サポートサービスのお申込み条件

- お申込み時(心身の健康を書し、留学に支障をきたす恐れがある)と当社が判断した場合、あるいは、ご希望の留学をおこなうにあたって必要な条件を満たしていないと当社が判断した場合、留学サポートサービスへのお申込みをお断りすることがあります。
- お申込みをお断りする場合にはいかなる理由においても当社はその理由をお客様に開示する義務を負いません。
- 未成年の方のお申込みの際には、留学サポートサービス申込書所定欄に申込みを同意する旨の親権者(法定代理人)の署名捺印が必要です。

## 第5条 留学サポートサービスご利用に必要な書類

- 留学サポートサービスをご利用いただくにあたって必要となる書類は、留学先学校、国により異なりますので、お申込み時に当社よりご案内いたします。
- 必要書類は予めご指定申し上げる期日までに、郵送または持参にてご提出ください。定められた期日までに提出いただけない場合は、当社より留学サポートサービスの契約の継続を解消することがあります。

## 第6条 留学サポートサービスの料金

- 留学サポートサービス料金は、お客様がお申込みをされる留学先学校種別ならびに提供を受けられるサービス内容により設定された基本料金に、別に定める条件により導き出された差引料金および追加料金を基本料金に増額、減額することによって決定します。決定された料金は消費税が含まれます。
- 基本料金は表A、差引料金は表B、追加料金は表Cに定めるところによりです。
- 表に掲げる差引料金は、語学留学・提携校留学サポートサービス(無料のもの)には適用されません。また、いずれかひとつが適用され、重複適用はいたしません。
- 前述の第1項から第3項に述べる基本料金、差引料金、追加料金の適用を受けない特別料金として「教師宅ホムステイ&個人レッスン」料金が設定されています。

### 表A 基本料金

- <語学留学プログラムサポートサービス>
- ア、提携校留学サポートサービス /30,000円(税別)
- イ、非提携校留学サポートサービス/70,000円(税別)
- ウ、シンガポール提携校留学サポートサービス/30,000円(税別)
- <各種留学プログラムサポートサービス>
- エ、大学進学サポート(条件付留学)/70,000円(税別)
- オ、コミュニティカレッジ留学/70,000円(1校につき/税別)
- カ、大学エクステンション/専門学校留学/70,000円(税別)
- キ、中学・高校長期語学留学サポート/95,000円(税別)
- ク、イヤー・アップロードプログラム/70,000円(税別)

### 表B 差引料金

- (特定プランマイナス設定)表記の金額を基本料金より減額します。
- ア、リピーターお申込み/ー5,000円(税別)
- イ、お2人以上が同時にお申込み/1名につきー5,000円(税別)

### 表C 追加料金

- 表記の金額を基本料金に加算します。
- <コミュニティカレッジ追加申請>
- エ、2校目以降の追加申請/30,000円(税別/1校につき)
- <語学留学プログラム・スピード申請手数料>
- イ、ビザ申請が不要なプログラムで、プログラム開始日からさかのぼって一ヶ月未満のお申込みの場合/10,000円(税別)
- イ、ビザ申請が必要なプログラムで、プログラム開始日からさかのぼって二ヶ月未満のお申込みの場合/10,000円(税別)
- <各種プログラム・スピード申請手数料>
- イ、各プログラムの申請受付締切日からさかのぼって一ヶ月前未満のお申込みの場合/10,000円(税別)
- イ、各プログラムの申請受付締切日が設定されていない場合、開講日の二ヶ月前未満のお申込みになる場合/10,000円(税別)

## 第7条 留学サポートサービスの重複申込みについて

- お客様が希望する留学プログラムの種別により、第6条に掲げるアからクの留学サポートサービスが同時に2つ以上重複して適用される場合において、以下のルールを適用し料金の決定を行います。
  - ①希望する留学プログラムの種別により、ア、イからクのサポートサービスを重複して申込みが必要な場合 /留学サポートサービスの料金はイからクの基本料金を適用し、第15条に規定するCLUB MYEDUのサービスが提供されます。(契約の変更ならびに取消しについて)  
サポートサービス内容の変更が生じる場合には、変更したプログラムに対し、第9条に規定される所定の変更料が適用されます。また、取消料については、適用したサポートサービス料金に対して第10条で規定される所定の取消料が適用されます。
  - ②希望する留学プログラムの種別により、アからクと、エからクのサポートサービスを重複して申込み必要がある場合 /料金はエならびにイからクのそれぞれをサポートサービス基本料金を合算し、10,000円(税別)を差引いた料金となり、第15条に規定するCLUB MYEDUのサービスが提供されます。(契約の変更ならびに取消しについて)  
サポートサービス内容の変更が生じる場合には、変更したプログラムに対し、第9条に規定される所定の変更料が適用されます。また、取消料については、適用したサポートサービス料金に対して第10条で規定される所定の取消料が適用されます。

## 第8条 留学サポートサービスのほかに当社が請求する費用

- 留学サポートサービス料金は第2条に述べるサービスを提供することに対してお支払いいただくものです。学校に支払う費用は当該料金とは別途必要です。算定は学校側の規定に基づき、当該学校からの請求をもとに当社が円貨に換算してお客様に請求します。換算については第2条第1項③に述べるところによりです。また学校の規定により、現地到着後、直接学校へ支払っていただく場合もあります。
- 学校に支払う費用の主なものは、入学申請料、授業料、滞在先費、滞在先手数料、教材費、迎え費など、学校により異なります。
- 当社はお客様に代わり、学校への送金送金手数料をおこないますが、1回の送金につき8,000円の外貨送金手数料を申し受けます。
- お客様が指定する留学先において、滞在先の手配が学校指定先ではない場合、つまり学校への申請ではなく、別途申請を行い、支払い先も異なる場合においては、特別滞在先手数料として10,000円(税別)をお支払いいただきます。
- 第14条ならびに第15条に述べるCLUB MYEDUのサービスをご利用になった場合で、実費・手数料等が発生する場合においては、その費用もあわせてまたは別途ご請求いたします。

## 第9条 留学サポートサービスの契約の変更

- 留学サポートサービスの契約締結後、お客様の都合により留学先、受講コース、期間などの変更を希望される場合、申込者ご本人(申込者が未成年の場合は併せて保護者の方)の捺印のある書面による連絡と、以下に述べる変更手数料を申し受けることにより、当社は契約内容を変更しそれに基づいたサービスを提供します。
- 契約コースを開始前に変更する場合の変更手数料は、以下の通りです。

- なお、いずれの変更手数料も消費税が含まれています。
- ①契約した留学先の変更/契約のキャンセルとみなし、第9条に規定する所定のキャンセル料金を頂戴し、新規に2校目として申込の場合の留学サポートサービス料金をご請求致します。
- ②受講コースの変更、コース開始日、期間の変更をするとき/変更手数料として10,000円(税別)を申し受けます。
- ③滞在先に関して滞在先の変更、滞泊開始日、期間の変更をするとき/変更手数料として10,000円(税別)を申し受けます。
- 3、お客様の配偶者または一親等以内の親族が死亡した場合における変更において、当初の契約と同じ学校の同じコースに限り、コース開始日の変更およびそれに付随する滞在先に関する変更を変更手数料なしに承ります。ただし、渡航先において契約成立後に戦争やテロなどの脅威により渡航を中止もしくは延期せざるを得ない事象が発生した場合においては、状況により特例として変更手数料などを免除する措置をとる場合があります。
- 4、契約の変更は当社が変更手数料の入金を確認できた時点で成立し、それをもって、変更手続きを開始いたします。
- 5、既に成立している契約による学校、受講コースを変更することなく、新たに留学先学校、受講コースを加える場合は、当該コースに関して、新たに留学サポートサービス契約を締結することになり、ここに述べた変更には該当しません。
- 6、変更に伴い、当初の契約に基づき手配を進行していた学校から返金もしくは追加請求があった場合は、当該学校の規定に基づきこれを処理します。いずれの場合も、当社がお客様に代わり経済的な負担をすることはありません。

## 第10条 留学サポートサービスの契約の取消および取消料

- 既に成立している留学サポートサービス契約をお客様の都合により取消する場合、申込者ご本人(申込者が未成年の場合は併せて親権者の方)の捺印と取消しに書面を記載した書面を郵送またはご持参にて当社にご提出いただく必要があります。当該書面を当社が受け取った時点で、お客様との契約は正式に取り消されます。
- お客様は、別表に定める取消料を当社に支払うことにより、いつでも契約を解除することができます。
- 確認のため、前項の書面を受理した旨を当社よりご連絡申し上げます。万一、連絡がない場合はお問い合わせください。
- 留学サポートサービス契約をお客様の都合で取消した場合、契約取消料別表に基づき取消料を申し受けます。また、外貨送金手数料など既に発生している実費、取消し手続きのために発生する実費については全額返金できません。ただし、お客様の配偶者または一親等以内の親族の死亡またはお客様ご本人の死亡による取消、ならびに、渡航先において契約成立後に戦争やテロなどの脅威により渡航を中止もしくは延期せざるを得ない事象が発生した場合においては、状況により特例として取消料などを免除する措置をとる場合があります。
- 5、当社は、第4項の定めにより、お客様が契約を解除された場合には、すでにお客様から受けた留学サポートサービス料金から別表に定める取消料、ならびに学校が規定する取消しに伴う諸費用(入学を申し込んだ学校が規定する入学取消に伴う各種の費用)および学校との精算に要する外貨送金手数料等控除した残金、解除のお申込のあったときから2ヶ月以内にお客様指定の銀行口座に振り込みお支払いいたします。なお、学校から返金が発生する場合においては、その返金が当社に入金されてからの滞返となり、場合により2ヶ月を超える場合もあります。
- 6、当社がお客様に代わり支払い手続きをおこなった学校および滞先にかかる費用の返金については、当該学校の規定および判断に基づきます。通常、入学申請料、デポジットは返金されません。また授業料、滞在先費に關しても、その一部または全部が返金されないこともあります。これらについて、当社がお客様に代わり経済的な負担をすることはありません。
- 7、お客様がご負担する取消料は、お客様が当社に支払いが完了しているかないにかかわらず発生します。当社より請求またはお客様から未払いの段階での取消の場合、差額をご請求することになります。また、返金にあつては、当社が現地教育機関から当該返金額を受け取った日の三菱東京UFJ銀行が発するTBレシートを適用し、日本円換算したものの銀行の換算手数料、振込手数料を差し引いて精算いたします。為替差による円貨額の増減はお客様に帰するものとし、ご返金時期はお申し出日の2~3ヵ月後になる場合があります。

現地教育機関でコース開始後、無断や正当な理由がない欠席、通費取り止めや退学をした場合、現地教育機関に支払い済みが授業料、滞在先、その他の費用および当社にお支払いいただいた留学サポート料金、オプション・各種手数料、現地サポートサービス料金の返金には応じられません。

### <取消料別表>

- 留学サポートサービス料金について
  - 以下3項すべてにおいて申込み日より起算して8日目に当たる日以前に解除する場合は取消料をいただきません。但し、上記該当日がプログラム開始前日から起算して30日前、ピーク時(※下記参照)においては40日前以降にあたる場合を除きます。
  - ※ピーク時とは4月27日~5月6日、7月20日~8月13日、12月21日~1月7日、2月1日~2月28日までをいいます。
  - ①シンガポール提携校留学サポートサービスの場合は30,000円(税別)が取消料となります。
  - ②語学留学・非提携校留学サポートサービスの場合/留学サポートサービス料金の30%
  - ③その他各種留学サポートサービスの場合
  - イ、申し込み日より起算して9日目に当たる日以降に解除する場合(から二に掲げる場合を除く)/留学サポートサービス料金の30%
  - ロ、授業開始日の前日から起算して、さかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(から二に掲げる場合を除く)/留学サポートサービス料金の50%
  - ハ、授業開始日の前日から起算して、さかのぼって60日目に当たる日以降に解除する場合(から二に掲げる場合を除く)/留学サポートサービス料金の70%
  - 二、授業開始日の前日から起算して、さかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合/留学サポートサービス料金の全額
- 上記の事項に関わらず、学校が定める取消規定により取消料が発生する場合は学校側の基準が優先されます。
- ※なお、当該学校より請求される費用(入学申請料、滞在先手数料、デポジット)に関しては、上記取消料には含まれません。第10条6項7に定めるとおり、当該学校の規定に基づいてご請求いたします。

## 第11条 留学手続きサポートサービス契約の当社からの解約

1. お客様に以下に定める事由が生じたとき、当社は催告の上、留学手続きサポートサービスを解約できるものとします。

- ①書類提出の不履行/定められた期日までに必要書類の提出がなく、契約に基づく手続きに支障をきたす恐れがあるとき。
- ②費用、料金の支払いの不履行/定められた期日までに必要な費用、料金の支払いがないとき。
- ③連絡の不能/お客様が所在不明となるか、1ヶ月以上に渡り連絡不能になつたとき。(この場合は、催告なく解約といたします)
- ④当社に提出するお申込書ならびに学校提出書類などに記すべき内容が事実と異なっていることが判明した場合。また、そのことにより、留学手続きに支障が発生するなど、留学手続きサポートサービスを誠意をもって履行できないと判断したとき。
- ⑤その他の事由により、当社がやむをえない事由があると判断したとき。
2. 前項に述べる事由により当社が契約を解約した場合、既にお支払い済みの留学手続きサポートサービス料金および留学費用などは第9条に基づきで請求いたします。

## 第12条 当社の責任

1. 当社は第2条に掲げる各サービスを履行するにあたり、明らかに当社の過失によりお客様が申込みをされた学校へ入学ができなかった場合、当社にお支払いいただいたいかなる費用もお返しいたします。
2. 当社が留学手続きサポートサービスを契約により責に任じるのは、お客様が希望する学校への入学手続きとそれに付随する滞在先の手配、出入迎えサービスの手配であって、留学後においてお客様もしくは学校、滞在先、出入迎えサービス業者を含む第三者によって発生した紛争およびお客様が被る被害に対して責を負うものではありません。

## 第13条 当社の免責事項

1. お客様が以下の事由により、申請した学校への入学が不許可になった場合または許可されたコースの全部または一部を受講できなかった場合について、当社はその責を負いません。

- ①以下の理由により留学希望校が入学を許可しなかった場合  
ア.お申込みコースが既に定員に満ちていた  
イ.滞在施設などの制限事由があった  
ウ.日本における学業成績などが、入学レベルに達していないと判断した  
エ.その他、学校の判断により入学が拒否された場合
- ②以下の理由により、コース開始日までに入学手続きが完了しなかった場合  
ア.明らかな留学希望校側のミスがあった  
イ.天災、戦乱、ストライキ、陸海空における不慮の災難、交通事故、郵便事情、政府およびそれに準ずる公共団体の命令などのやむをえない理由により受講希望コースが開校されないか、中途において継続不能になった。  
ウ.お客様が当社の指定する期日までに必要書類を提出しなかった  
エ.お客様が希望コース開始日のかなり以前に出発し、入学手続きを完了することができなかった  
オ.その他当社が関与し得ない事由による場合
- ③入学許可が降りているにもかかわらず、以下の理由によりお客様が希望コースの一部または全部を受講できなかった場合  
ア.明らかな留学希望校側の通達ミスがあった  
イ.天災、戦乱、ストライキ、陸海空における不慮の災難、交通事故、政府およびそれにおける公共団体の命令などのやむをえない理由より、受講希望コースが閉講されるか、中途において継続不能になった  
ウ.(イ)と同様の理由において、お客様が留学希望校に到着できなかったまたは開講日を過ぎて到着した  
エ.留学希望校の事情により、学校そのものが閉鎖されたか、受講希望または受講中のコースが中止された  
オ.お客様の学業成績が該当レベルに達していなかった  
カ.お客様の個人的な理由により希望国の入国を拒否された  
キ.ビザの発給を拒否された  
ク.在日当該国航空およびビザの発給が遅れ、開講日に間に合わなかった  
ケ.予定していた航空便に乗り遅れ、開講日に間に合わなかった  
コ.学校側よりの開講日の変更などがあり、当社が速やかに案内したにもかかわらず、航空券を自己手配したお客様が便の変更を完了することができず、開講日に間に合わなかった  
サ.留学先学校の規定により、退学等の措置を講じられたこと。
2. 第1項に掲げる理由のうち、①のア、イ、②のア、イ、ウ、エ、のいずれかの理由によるもので、お客様が学校、コース、開始日、期間などの変更を希望される場合、当社は、最初にお申込みになったコースの開始日から数えて1年以内を開始するコースであることを条件に、1回のみ変更手数料なしに留学手続きサポートサービス契約の変更を承ります。ただし、留学手続きサポートサービス契約そのものを取消す場合は第9条の規定に基づきます。
3. 当社はお客様が留学希望校の最新資料に基づきご案内、手配をいたしますが、留学手続きサポートサービス契約後に留学希望校側の事情により、授業内容、滞在方法、費用、コース開始日や期間などに変更があった場合も、当社は責任を負いません。

## 第14条 CLUB MYEDUの定義および規約

1. CLUB MYEDUは、留学手続きサポートサービスに申込んだお客様のビザ手続きや航空便手配、渡航後のトラブル処理や延長手続き、帰国後の進路などについて、当社がそれをお手伝いし、または、場を提供することによって留学を充実したものにして頂くための会員制度です。
2. CLUB MYEDUへは、留学手続きサポートサービスにお申込みになった時点でお客様が拒否をしない限り自動的に加入することになり、第15条に掲げるサービスを希望に応じて受けることができます。留学手続きサポートサービスの契約をすることなく、CLUB MYEDUのサービスを受けることはできません。留学手続きサポートサービス契約がその完了を見ずに第9条および第10条の事由により解約に至った場合は、その時点でお客様はCLUB MYEDUの会員資格を失います。
3. CLUB MYEDUに会費はありません。ただし、利用するサービスにより実費または手数料を申し受ける場合があります。
4. CLUB MYEDUは、お客様の利便のために当社が提供するサービスであり、留学手続きサポートサービス契約に定めるところによるお客様および当社の権利ならびに義務が及ぶものではありません。
5. CLUB MYEDUで提供するサービスのうち、旅行手配に該当する部分については当社の旅行業約款(手配旅行契約)に基づきます。なお、その場合、旅行業約款(手配旅行契約)はCLUB MYEDUの規約の全てに優先します。
6. CLUB MYEDUの会員資格は他人に譲渡できません。
7. 当社が該当する事業を継続しなくなったときにはCLUB MYEDUは消滅し、お客様が退会の意思を表明したときにはサービスを利用する権利を失います。また、当社が著しく問題があると判断した場合は会員資格を抹消することがあります。いずれの場合においても、当社が対価を受け取ったサービスについては、完了まで責任を持って遂行するか、受け取った対価のうち、サービスが完了していない部分に相当する額を既に発生している実費を除き、返金いたします。
8. CLUB MYEDUが提供するサービスは予告なく変更することがあります。

9. CLUB MYEDU会員は「一般会員」と「特別会員」とに分れます。各会員資格については、当社と契約する留学手続きサポートサービスの種類によって自動的に決定します。なお、会員資格の変更については、留学手続きサポートサービス契約の変更により行われるもので、会員資格のみの変更はできません。

## 第15条 CLUB MYEDUが提供するサービス

1. 当社が有償または無償にて、CLUB MYEDU会員(以下、会員)に提供するサービスは以下の通りです。なお、項目①より⑨のサービスは、会員が締結した留学手続きサポートサービス契約に付随するものにおいてのみ有効です。

①航空券の手配/会員の希望により、日本と留学先学校の最寄空港間の往復、または片道の航空券を手配いたします。本サービスは旅行業法に則り、当社の旅行業約款(手配旅行契約)に基づき実施されます。なお、手配サービスについては無償とし、当社の料金表に基づく航空運賃実費をお支払いいただきます。

(当サービスに関する免責事項)

当サービスは会員の希望する便の確保を確約するものではありません。万一希望便が満席等の理由で確保できない場合は、誠意を持って代替便のご案内ならびにその確保に努めます。航空券手配は、学校への入学手続きと平行して行うことが安全かつ確実であり、会員が本サービスを利用せず、自己手配されたことよって生じるトラブルに関しては、当社は一切の責を負いません。また、当社がおこなうサービスは航空券の手配であって、航空便の運行、またそれに伴う諸問題については当該航空会社の約款によるものとし、当社は一切の責を負いません。

②学生ビザ/ワーキングホリデービザの申請代行(可能な場合のみ)/学生ビザの取得が必要な場合、当社は会員の希望によりビザ申請書類の作成および代理申請を承ります。本サービスは旅行業法に則り、当社の旅行業約款(手配旅行契約)に基づき実施されます。ご利用に際しては、ビザ申請実費のほかに、第14条第1項②に述べたビザ申請代行料20,000円(税別)を申し受けます。ビザ申請代行料には別途消費税がかかります。

(当サービスに関する免責事項)

ビザの発給の判断等全て当該国在日公館にあり、当社が正しくビザ申請を代行している限りにおいては、万一、発給拒否や発給の遅れがあってもその責を負うものではありません。

- ③海外留学生保険の加入のご案内/当社は、会員の方の留学先や期間に応じて適切な海外留学生保険をご案内いたします。現地で疾病、傷害、盗難などに備えるために、保険の加入は必須です。ご利用に際しては、直接保険会社へ保険料をお支払いいただくこととなります。当社のサービスは適切な保険をご案内することを旨とし、保険の手続きおよびその後の諸問題、履行請求については、当該保険会社と会員みに帰属するものとします。
- ④利便を高めるツールのご案内/クレジットカード、国際電話カード、銀行口座、レンタル用品など、会員が渡航するにあたって、その利便を高める様々なツールについてご案内いたします。ただし、いずれも当該ツールおよびサービスをご紹介をすることがCLUB MYEDUにおけるサービスであり、各ツールおよびサービスの契約および契約後の問題に関しては当該サービス提供会社もしくは機関と会員の方に帰属するものとします。
- ⑤留学中のご相談/留学中における学校と入学手続や受講コース、滞在手続に関するトラブル処理、転校や延長手続きについての相談に、当社は誠意をもってできる限り応じます。ただし、会員個人の事情によるトラブルや観光事情など直接留学研修とは関係のないご相談には応じかねます。相談は無償にておこないますが、それに付随する通信費は会員の負担とします。なお、連絡は電話、ファックス、電子メール、手紙によるものとし、いずれの場合も対応は当社の営業時間内となります。
- ⑥帰国後のサポート/帰国後に対する支援として、当社は会員の希望により、就職情報の提供、人材派遣登録、海外提携人材紹介、国内提携スクール割引受講などのお手伝いをいたします。いずれも、当該サービス提供機関との契約のためのご案内、ご紹介をすることが支援の目的であり、各サービスの契約および契約後の問題に関しては当該サービス提供機関と会員の方に帰属するものとします。
- ⑦その他のサービス/会員には、友人紹介制度や留学手続きサポートサービス再契約割引などの特典、当社が実施する交流パーティーなどのイベントへの参加権を付与します。
- ⑧当社からの依頼/当社は、留学経験者の意見を求めたい場合、会員に対してアンケート等の依頼、座談会への出席の依頼などをおこなうことがあります。また、アンケートや写真などご提供いただいた素材にも作成した、記事・広告などの著作権管理等はすべて当社が管理し、かつ権利も当社に帰属することとなります。
- ⑨現地生活マニュアルブックの進呈
- ⑩滞在中のご家族との緊急時連絡サポート/お客様ならびにその家族の双方どちらかが留学中に重大かつ緊急を要する連絡を取り合いたい場合において、その中継を当社にて代行いたします。
- ⑪デポジット返金手続/留学終了後、学校または滞在先から返金されるデポジット(保証金)の返金手続が帰国後に及ぶ場合において、その手続の代行を当社にて承ります。返金手続にかかる実費についてはお客様のご負担となります。

## 第16条 CLUB MYEDUが提供するサービスで発生する費用

1. CLUB MYEDUで提供するサービスのうち、以下のものについては、実費または手数料を申し受けます。
- ①航空券手配/当社の料金表に基づく航空運賃をお支払いいただきます。路線、航空会社、航空券の種類、時期によって運賃は異なります。出発空港および到着空港により、発券時に空港税等の諸税または施設使用料を支払うことが義務付けられている場合、その金額が加算されます。
- ②学生ビザの申請代行(可能な場合のみ)/学生ビザ申請を当社が代行する場合、書類作成を含む代行手数料として20,000円(税別)をお支払いいただきます。なお、これは別に所定のビザ申請料を発給国在日公館にお支払いいただく必要があります。
- ③海外留学生保険の加入/加入する保険の保険料を保険会社にお支払いいただく必要があります。当社にお支払いいただく費用はありません。
- ④国際通信手数料/会員ご本人またはその関係者の方の依頼により、当社が国際電話、電報、ファックスを利用して国際通信をおこなう場合、国際通信費および手数料として一用件につき5,000円(税別)を申し受けます。また、会員より当社への通信にかかる費用についても、会員の実費負担となります。
- ⑤その他実費/その他、CLUB MYEDUのサービスを提供する際に生じた実費については会員の負担となります。

## 第17条 特約の追加

1. 当社は必要に応じて、約款を変更することなく、特約規定を設ける場合があります。特約は約款に優先するものとし、特約に定めのない事項については当約款に従うものとします。

## 第18条 個人情報の取扱い

1. 個人情報の取り扱い  
弊社における個人情報の取扱いは個人情報保護方針に基づいて行われます。
2. 個人情報のと

留学手続きサポートサービスをご利用いただくにあたり、利用者個人に関する氏名、住所、電話番号、生年月日その他の記述等により利用者個人を識別することができるとの旨をいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより結果的に利用者個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

## 3. 個人情報収集の目的

当社では、以下の目的で個人情報を収集し利用いたします。情報の全部または一部をご提供いただけない場合は、当社が提供するサービスをご利用にならないことがあります。また、ご提供いただいた情報は返却いたしません。

- ①留学カウンセリングサービスに付随する資料等の発送
- ②入学する学校ならびに宿泊機関等への手続代行業務
- ③留学参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ④個人を特定できないように加工した利用状況や統計データの作成
5. 個人情報の管理について  
当社は個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、技術面及び組織面において必要な安全対策を継続的に講じるよう努めています。また、弊社は個人情報の保護に関する法令、業界規範・慣習、公序良俗を遵守します。

## 業界規範・慣習、公序良俗を遵守します。

5. 個人情報の第三者への提供  
利用者の個人情報について、利用者本人の同意を得ずに第三者へ提供することは原則いたしません。ただし以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、利用者の同意なく利用者の個人情報を開示することがあります。
- ①利用者が第三者に不利益を及ぼすことと弊社が判断した場合。
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合
- ③国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合

(当サービスに関する免責事項)

- ④裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示を求められた場合
- ⑤利用者本人から明示的に第三者への開示または提供を求められた場合
- ⑥法令により開示または提供が許容されている場合
- ⑦その他利用者本人へサービスを提供するために必要であると弊社が合理的に判断した場合。

また、以下の場合に個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないこととします。

- a. 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合
- b. 当社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

## 6. 外部委託について

当社は旅行業及び留学支援事業に関わる円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人情報を預託することがあります。また、当該委託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。

## 7. 個人情報に関するお問い合わせに関して

利用者の個人情報については、第三者から問い合わせを頂いても一切お答えできません。

但し、警察・税関等の公共機関より、正式な書面をもって情報開示の請求があり、その理由が一般常識に照らして正当と判断される場合はこの限りではありません。

8. 個人情報の変更および訂正について  
登録時に提供された個人情報に関する権利(開示、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の拒否権)は、ご本人から申請であることを確認し、遅滞なくおこないます。
9. サーバーの不正アクセス対応について  
当社は、個人情報を管理するサーバーへの外部からの不正アクセスを防御するために最善の措置を施しております。
10. 個人情報に関する相談、苦情、開示請求については下記までお問い合わせください。

株式会社毎日エデュケーション  
個人情報保護管理者：海外留学サポートセンター・マネージャー  
電話:03-6267-4188  
E-mail:overseas@myedu.co.jp

## 第19条 約款の変更

1. 当約款は当社の事情または法令に従うために変更することがあります。

## 第20条 約款の発効

1. 当約款は2008年11月15日をもって発効します。

## 第21条 裁判管轄

1. 当約款に関する訴訟については東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

2017年11月20日更新